

附属書 I 第七条 1(a)に規定する現行の適合しない措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条 1(a)の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

(c) 第六条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条 1(a)の規定に従って、掲

げられた措置について適用しないものを特定する。

(e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二十十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

5 この附属書の適用上、「経済活動の分類H D 一〇一一一三」とは、アルメニア共和国経済省が二

千十三年九月十九日に作成したアルメニアの経済活動の種類分類をいう。

日本国の表

一	分野 小分野	産業分類	関連する義務	措置	概要
	農林水産業（植物育成者権）	J S I C 〇一一九 その他の耕種農業 J S I C 〇二四三 山林種苗生産サービス業 J S I C 〇四一三 藻類養殖業 J S I C 〇四一五 種苗養殖業	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条	日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。
					<p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国</p>

		<p>が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>
二	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p>	<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項人に規定するものを除く。）</p> <p>J S I C 〇一 農業</p> <p>J S I C 〇二 林業</p> <p>J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。）</p> <p>J S I C 〇四 水産養殖業</p> <p>J S I C 六三二四 農業協同組合</p> <p>J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p>

四	三	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 銀行業 金融業 関連する義務 措置 概要	関連する義務 措置 概要
熱供給業  J S I C 三五一一 熱供給業	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。	J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本の表の留保事項人に規定するものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

	五
<p>関連する義務 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要</p>
<p>内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体</p>

七		六
分野	<p>概要</p> <p>措置</p> <p>関連する義務</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p>
製造業	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>注 J S I C 三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。</p>	<p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p> <p>情報通信業</p> <p>電気通信業及びインターネット付随サービス業</p> <p>J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七一二 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業</p> <p>J S I C 三七二一 移動電気通信業</p> <p>J S I C 四〇一 インターネット付随サービス業</p>



	八
小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	小分野 産業分類
<p>医薬品製造業</p> <p>J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>	<p>製造業</p> <p>皮革製造業及び皮革製品製造業</p> <p>J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇一一 なめし革製造業</p> <p>J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。）</p> <p>J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇四一 革製履物製造業</p> <p>J S I C 二〇五一 革製手袋製造業</p>

九	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 措置 関連する義務
船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	<p>           J S I C 二〇六一 かばん製造業            J S I C 二〇七 袋物製造業            J S I C 二〇八一 毛皮製造業            J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業            J S I C 三二五三 運動用具製造業         </p> <p>           注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。         </p> <p>           注2 J S I C 一六九四の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。         </p> <p>           内国民待遇（第二条）            外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条            対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条            外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。         </p>

	十	十一
措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本の船舶は、日本の国民又は日本の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	鉱業 J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇（第二条） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	石油業 J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一七一 石油精製業 J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一七四 舗装材料製造業 J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）

十二	
分野 小分野 産業分類	<p>概要</p> <p>関連する義務措置</p>
警備業 J S I C 九二三 警備業	<p>J S I C 四七二一 冷蔵倉庫業</p> <p>J S I C 五三三一 石油卸売業</p> <p>J S I C 六〇五一 ガソリンスタンド</p> <p>J S I C 六〇五二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）</p> <p>J S I C 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業</p> <p>注1 J S I C一七四一、一七九九、四七一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C九二九九の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、同法に基づく事前届出は必要とされない。</p>

	<p>関連する義務 措置</p>
<p>十三</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>
<p>内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p>

	<p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

分野	小分野	産業分類	関連する義務	措置	概要
運輸業	航空運輸業	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	内国民待遇（第二条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許</p>

十六		十五
分野	概要 措置 関連する義務 産業分類 小分野 分野	
運輸業	<p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p>	<p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p> <p>可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>運輸業</p> <p>航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）</p>



十七	
分野 小分野	小分野 産業分類 関連する義務
運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）	<p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p>

十八	
分野	<p>産業分類</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p>
運輸業	<p>概要</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p>

十九	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

二十一	分野 小分野 産業分類	運輸業 水運業
二十	分野 小分野 産業分類	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
		2 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

アルメニア共和国の表

一	分野	全ての分野
二十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	関連する義務 措置 概要	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

三	二	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
<p>運輸及び保管設備 航空運輸業</p> <p>経済活動の分類H D I O 一 一 一 二 O 一 三 五 一 航空運輸業</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>憲法（二千十五年に改正されたもの）第六十条</p> <p>土地法（二千一年法律第H O I 百八十五号）第四条</p> <p>外国人及び無国籍者は、法律で定める場合を除くほか、土地の所有権を享有せず、及び土地に係る財産権を取得することができない。</p>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>世界貿易機関設立協定に基づくサービスにおける特定の約束に係る表（二千四年の文書 G A T S / S C / 一三七（I 各分野に共通の約束））</p> <p>アルメニアの法令に基づいて設立される法人（資本所有者のいかんを問わない。）にのみ補助金が交付される。</p>

四	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	運輸及び保管設備 航空運輸業 経済活動の分類H D I O 一 一 一 二 O 一 三 五 一 航空運輸業 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（二千七年法律第H O 一 八 一 一 N号）第三十五条 権限を有する機関が例外として他の決定を行う場合を除くほか、アルメニア共和国において登録される航空機の乗組員は、アルメニア共和国の国民とする。
	関連する義務 措置 概要	内国民待遇（第二条） 航空法（二千七年法律第H O 一 八 一 一 N号）第四十三条 航空運輸の飛行の安全のため、強制規格に係る権限を有する機関は、アルメニア共和国政府が定める手続に従い、次の者に対してのみ航空事業者証明書を発給する。 (a) アルメニア共和国において登録され、かつ、少なくとも五十一パーセントの株式をアルメニア共和国の国民が所有する法人又はアルメニア共和国において設立され、及び登録される法人 (b) アルメニア共和国政府の権限を有する機関 アルメニア共和国の利益のため、特別な理由があり、かつ、航空事業者がアルメニア共和国に拠点を置く場合には、強制規格に係る権限を有する機関は、前段に規定する条件の例外を適用することができる。

五	六	七
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
<p>文化、余暇及びレクリエーション          賭博関連業          経済活動の分類H D I O 一 一 一 二 〇 一 三 九二・〇〇・三 富くじ業の実施          内国民待遇（第二条）          富くじ法（二千三年法律第H O I 三 I N号）第四条          設立者がアルメニア共和国の国民又はアルメニア共和国において設立される法人である商業組織のみが、アルメニア共和国において富くじを運営することができる。</p>	<p>全ての分野          内国民待遇（第二条）          二千十一年政令第千四百四十一号附属書二3          アルメニア共和国においては、権限を有する国家机关から資格証明を受領したアルメニア共和国の国民のみが、地図の作成、土地の測量及び土地の管理を行うことができる。</p>	<p>専門的、科学的及び技術的活動          法律業          経済活動の分類H D I O 一 一 一 二 〇 一 三 六九・一 法律業          内国民待遇（第二条）</p>



	八	九
措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置
<p>公証人法（二千一年法律第H〇一二百七十四号）第十条 アルメニア共和国の国民のみが、公証人に任命されることができる。</p>	<p>管理的及び補助的な活動 警備及び調査 経済活動の分類H D一〇一―二〇一三 八〇・一 民間警備業 内国民待遇（第二条） 民間警備業法（二千十二年法律第H〇一六―N号）第十二条 アルメニア共和国の国民のみが、護衛及び警備員の資格を取得し、護衛及び警備員の職務（武器及び特別な手段の使用を含む。）を遂行する権利を有する。</p>	<p>情報及び通信 フィルム、映像テレビジョン番組及び音楽その他の音声記録の制作並びにテレビジョン番組及びラジオ番組の編成及び放送 経済活動の分類H D一〇一―二〇一三 六〇 テレビジョン番組及びラジオ番組の編成及び放送 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） テレビジョン及びラジオに関する法（二千年法律第H〇一九十七号）第十六条及び第五十五・一条</p>

	<p style="text-align: center;">十</p>	<p style="text-align: center;">十一</p>
<p>概要</p> <p>民間の多重化装置事業者は、アルメニア共和国において設立される法人とする。外国資本の参加の割合は、民間の多重化装置事業者並びにテレビジョン及びラジオ事業者の決定の採択に必要な株式の五十パーセント以上であってはならない。国際協定により、より大きな参加の割合を定めることができる。</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>措置</p> <p>概要</p> <p>金融業及び保険業</p> <p>経済活動の分類H D ー 〇 ー 一 ー 二 〇 一 三 六 四 金融サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>銀行及び銀行業に関する法（千九百九十六年法律第H O ー 六 十 八 号）第四条及び第十四条</p> <p>銀行業は、アルメニア共和国において設立され、及び許可を受ける法人又は支店によってのみ提供される。</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>措置</p> <p>概要</p> <p>金融業及び保険業</p> <p>経済活動の分類H D ー 〇 ー 一 ー 二 〇 一 三 六 五 保険サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>保険及び保険業に関する法（二千七十七年法律第H O ー 百 七 十 七 ー N 号）第一条及び第四十七条</p> <p>保険サービスは、アルメニア共和国において設立され、及び登録される法人又は支店によって</p>

十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	金融業及び保険業 経済活動の分類H D I O 一 一 一 二 〇 一 三 六 六 金融及び保険 内国民待遇（第二条） 証券市場法（二千七年法律第H O 一 百九十五 N 号）第三条、第二十五条、第四十三条及び第四 十九条 アルメニア共和国の証券市場法に規定する投資サービスは、アルメニア共和国において設立さ れ、及び登録される法人又は支店によってのみ提供される。
		のみ提供される。 外国の保険会社は、世界貿易機関設立協定に整合的であり、かつ、アルメニア共和国が締結し ている国際協定の当事国である国に登録されている場合のみ、アルメニア共和国において支店 又は子法人を設立することなしに、公募を通じて保険業を営むことができる。このような法人 は、次の事項に関連する危険を対象とする保険のみを提供することができる。 (a) 海上運送、民間航空並びに宇宙船の打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。これらの保険 は、輸送物品、輸送機関及びこのような運輸から生ずるあらゆる責任を対象とすることがで きる。 (b) 国際貨物運送 (c) 再保険、再再保険及び再保険に関連する他のサービス

十三	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	金融業及び保険業  経済活動の分類H D ー 〇 ー 一 ー 一 二 〇 一 三 六 六 金融及び保険 内国民待遇（第二条） 投資基金法（二十年法律第H O ー 二 百 四 十 五 ー N 号）第五十五条及び第六十条 中央銀行理事會規則一〇 ー 〇 一（二十一年規則第百十六 ー N 号）第三十八条 ファンドの運用サービスは、アルメニア共和国において設立される法人又は支店によつてのみ提供される。
十四	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	金融業及び保険業  経済活動の分類H D ー 〇 ー 一 ー 一 二 〇 一 三 六 四 九 二 一 質屋業 内国民待遇（第二条） 質屋及び質屋業に関する法（二十三年法律第H O ー 四 十 三 ー N 号）第三条 アルメニア共和国において設立される法人及び個人企業のみが、アルメニア共和国において質屋業に従事することができる。

附属書Ⅱ 第七条2に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

(c) 第六条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産

業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を透明性の観点から明示する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

5 この附属書の適用上、「経済活動の分類H D 一〇一一一三」とは、アルメニア共和国経済省が二千十三年九月十九日に作成したアルメニアの経済活動の種類分類をいう。

日本国の表

二	一
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
全ての分野	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>(a) アルメニア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) アルメニア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>
産業分類	

四	三	
分野	現行の措置  概要 関連する義務 産業分類 小分野 分野	現行の措置  概要 関連する義務
全ての分野	全ての分野  最恵国待遇（第三条） 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に關係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。



六	五	
分野	現行の措置 概要 産業分類 関連する義務	小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
武器・火薬産業	<p>           航空宇宙産業            航空機産業            宇宙開発産業         </p> <p>           内国民待遇（第二条）            特定措置の履行要求の禁止（第六条）            日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。            外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条            対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条         </p>	<p>           内国民待遇（第二条）            最恵国待遇（第三条）            補助金については、アルメニア共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。         </p>

	七
<p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>
<p>武器産業</p> <p>火薬類製造業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>エネルギー産業</p> <p>電気業</p> <p>ガス業</p> <p>原子力産業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p>

	八	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
	分野 小分野 産業分類	漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送
	概要	
	関連する義務	

	九
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類</p>
<p>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条</p> <p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>	<p>情報通信業 放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二章</p> <p>放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第五章及び第八章</p>

十	十一
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
土地取引に関する事項  内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス  内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	現行の措置
十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
	運輸業 航空運輸業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。
	現行の措置

アルメニア共和国の表

一	分野 小分野 産業分類
	運輸及び保管設備 航空運輸業 経済活動の分類H D   〇一   二〇一三   五一   航空運輸業
	産業分類

二			
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p> <p>概要</p> <p>郵便サービス</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>アルメニア共和国は、自国の法令に従い、郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して</p>	<p>関連する義務</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>アルメニア共和国は、自国の法令に従い、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。</p> <p>この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。</p>		

	三
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>
<p>異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。</p>	<p>漁業 内水における漁業</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>アルメニア共和国は、自国の法令に従い、自国の内水における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。</p> <p>この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査 集魚</p> <p>(b) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(c) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(d) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>(e)</p>



五	四	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	現行の措置	現行の措置
<p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）</p> <p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p>	<p>武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>アルメニア共和国は、自国の法令に従い、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。</p>	

	六
<p>概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>現行の措置</p>
<p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>アルメニア共和国は、自国の法令に従い、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに社会事業サービス（社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健並びに保育を除く。）への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することとする。</p>	<p>エネルギー産業</p> <p>電気業</p> <p>ガス業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>アルメニア共和国は、自国の法令に従い、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することとする。</p>

七	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	金融業及び保険業  最恵国待遇（第三条） 金融サービスへの投資に関し、アルメニア共和国は、自国が構成国である経済同盟の他の構成国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この留保事項の適用上、「金融サービス」とは、保険及び保険関連サービス並びに銀行業及び他の金融サービスをいう。
現行の措置		